

令和 9 年度 嘉手納町立幼稚園預かり保育募集要項

1. 預かり利用対象者

町立幼稚園入園対象者で、保護者の就労、疾病、その他の理由により幼稚園の教育時間終了後に保育を必要とする園児

2. 定員数

受付期間内に定員数を超える場合は、町立保育所入所判定方法に準じ決定します。

※ 表示の定員数は各幼稚園の最大数です。次年度開始時点の利用者数により、変動する場合があります。

定員数	幼稚園名	4歳・5歳児クラス	3歳児クラス
	屋良幼稚園	60名	20名
	嘉手納幼稚園	90名	20名

3. 預かり保育実施時間等

① 実施期間	令和 9 年 4 月 5 日(月)～令和 10 年 3 月 29 日(水)		
② 実施時間	平 日	午後 2 時 00 分 から 午後 6 時 30 分	
	長期休業期間	午前 8 時 30 分 から 午後 6 時 30 分	
③ 休業日	土日祝日、慰霊の日、年末年始休業日、その他園長が指定した日。		

※ 長期休業期間の昼食は、ケイタリングとなります。(3歳児～5歳児)

ただし、入園進級式前に預かり保育を利用する場合は、弁当持参をお願いします。

4. 保育料等について

① 預かり保育料 5,000 円／月額 (250 円／日額)

預かり保育利用日数が 15 日を超えない月は、その日数×250 円で得た額を月額とします。

(保育の必要性の認定を受けると給付対象で無償となります。)

※ 教材費、おやつ代等(1,500 円程度／月額)については、別途費用としてご負担することになります。

5. 幼児教育・保育の無償化について

嘉手納町から「保育の必要性」の認定を受けることで、預かり保育料(5,000 円／月額)が給付対象となり、無償となります。その際は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」の提出が必要です。

※保育の必要性の認定内容については別表1(見開きページ右)を確認してください

6. 注意事項

(1) 令和 8 年度に申込みをしている方も、継続利用を希望する場合は新たに申込みを行う必要があります。

(2) 申込書類等を提出した後に世帯の状況や勤務先、雇用の任用期間が変わった場合は、その都度教育指導課 までご連絡ください。また変更後の「就労証明書」や「親子(母子)健康手帳の写し」等は速やかに提出してください。

別表1【保育の必要性の認定内容】

	事由	状況	認定期間(原則)
1	就労	月 64 時間以上で就労している。	就労期間
2	就学等	学校教育法に基づく教育施設に在学している。又は、 職業開発促進法に基づく職業訓練を受けている。 ※通信制、習い事、塾等は除く。	就学期間
3	求職活動	求職活動を行っている。 ※起業準備含む。	最長 3 ヶ月 (90日間)
4	妊娠・出産	妊娠中または、出産後間もない。	産後 2 ヶ月まで
5	疾病・障がい	保護者が疾病、障がい等のため保育が困難	保護者の療養期間
6	看護・介護	同居親族を常時介護または、看護し保育が困難	介護(看護)者の療養期間
7	災害復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧にあたっており、 保育が困難	
8	虐待・DV 等	虐待や DV の恐れがある場合	
9	育児休業／ みなし育児休業	すでに預かり保育を利用している園児の継続利用が必要な場合、又は、嘉手納町から支給認定を受けて前年度から継続して保育施設等を利用している児童の保育の継続利用が必要な場合 <u>みなし育児休業</u> : 上記の場合で、幼稚園在園児以外の2歳未満の幼児(弟、妹)の家庭保育を行う保護者が対象	育児休業取得期間 ※最長で育児休業にかかる子が2歳に達する日の属する月の末日まで
10	その他 町長が認める上記事情に類する状態である場合		

※ 不明な点、ご相談については、嘉手納町教育委員会 教育指導課 学務係
TEL:098-956-1111 (内線 257)まで連絡してください。